

令和3年8月2日

保護者 様

北本市立北本中学校
校長 宮尾 孝

緊急事態宣言に伴う夏季休業中の部活動の取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、県内において感染が再拡大しているため、令和3年7月30日に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定されました。

つきましては、同宣言を踏まえ、北本市教育委員会と協議した結果、市内全中学校において、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

なお、今後の状況によっては、対応を変更させていただく場合もございます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 夏季休業中の部活動について

- 緊急事態宣言下での対外試合（各種大会やコンクールは除く）は原則中止とする。やむを得ず実施する場合には、北足立北部管内（北本市・鴻巣市・桶川市・上尾市・伊奈町）の学校のみとし、自校を含めて2校までの活動とする。
- 活動時間は120分以内（週4日以内）とし、土曜日、日曜日のどちらかは休みとする。

2 その他

- 「毎日の健康チェックカード」を用いて健康観察を徹底（土日の活動を含む）し、体調のすぐれない生徒については、活動を見合わせる。
- 体育館等、屋内を使用する場合は、扉や窓を開けて換気を徹底する。
- こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。
- 運動中、運動直後以外はマスク着用を徹底する。
- タオルの共用はしない。
- 活動終了後は寄り道せずに、速やかに帰宅する。